

国港総第481号
令和2年12月22日

各地方整備局特定部局長 殿

港湾局長
(公印省略)

「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部改正について

「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）の一部を下記のとおり改正し、令和2年12月25日から適用することとしたので、通知する。

記

- ・第4条第二号中「独占禁止法第7条の2第8項」を「独占禁止法第7条の3第2項」に改める。
- ・第4条第三号中「独占禁止法第7条の2第7項」を「独占禁止法第7条の3第1項」に改める。
- ・別表第1中「かし」を「契約不適合」に改める。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から適用する。